

不当手続の後始末は民法の問題です

梶山玉香

(大学法学部助教)



「専攻は？」という質問には、いつも答えに窮してしまいます。「民法と民事執行法との交錯領域です」「不当手続後の調整に関心があります」と言うと、相手の方が専門家であっても、具体的なイメージが浮かばないのか、困った顔をされることが多いからです。

そこで、身近な問題の一つ。一年ほど前、有名ロックシンガーのE・Y氏が、知らない間に設定された抵当権のために、自分の不動産を競売で失った、との報道がなされました。実に気の毒な話ですが、このような場合、Y氏は、不動産を競落した人に「抵当権は無効だから、返してくれ」と言えるのか、現物を取り戻せないとしても、その代金相当分を、Y氏を騙した人、不動産の競売代金から弁済を受けた債権者、競売を行った裁判所(国)のいずれかに請求できるのか。それとも、正規の手続を経ている以上、

泣き寝入りするしかないのか。こういった不当手続の後始末が、私の研究テーマです。

この種の問題は、従来、民法と手続法とが抵触する例として、どちらかというところ、手続法学者の研究対象とされてきました。当然、適法手続の結果を覆すような主張がどこまで許されるか、との視点から論じられることが多く、民法学者には、民法の理屈(抵当権が無効ならば、競売も無効)が手続法によって歪曲される、との印象を与えがちでした。しかし、民法でも、権利は適切な時期・方法で主張されなければなりません。手続結果を覆すような主張は、手続法によるまでもなく、権利濫用などの法理から制限される可能性があります。仮にY氏に返還や賠償が認められないとしても、決して「歪曲」ではないし、そもそも右の例で民法と手続法とが抵触するとも思いません。

何より、手続が関係していようと、現物返還や金銭賠償の請求が認められるかどうかを明らかにするのは、本来、民法学者の仕事です。少なくとも私はそのように考え、民法学者として研究しているのですが、昨春秋、日本私法学会で「不当執行における執行債権者の損害賠償責任」というテーマで報告した際、司会及び会場におられた方の大半が民事訴訟法学者でした。これまで手続法学で議論されてきた問題について「これは民法の問題です」と訴えること自体が、もしかすると、私のライフワークになるかもしれません。

衛星画像による環境計測

醍醐元正

(大学経済学部助教)



「私の研究」について何か書いて欲しいとの依頼がありました。この様な依頼があるといつも自分の専門は何なんだろうと悩んでしまいます。

元々の私の出身は理学部で、素粒子実験を専攻していました。あの巨大な加速器を使う研究です。しかし、私の所属が小さな大学であつた事もあって、限界を感じて七年程前に他の分野へ移る事を決心しました。それが今のテーマである「衛星データによる地球環境変動の計測」です。

この分野の研究は、ようやく始めたばかりの所で、まだまだ勉強しなければいけない事が沢山あります。ですが、いくつかの結果も出始めています。

今私がつとも面白いと思つてゐる事は、地球環境の事ではなくて、地球上に満ちている光のスペクトル分布の性質です。それは、我々が見ている光のスペク

トルは殆どの場合三つの標準的なスペクトルパターンの線形和で表現出来る」という事実です。そしてその三つの標準的なスペクトルパターンは水・植生・土壌を代表するスペクトルであるのです。

そんな事は景色を観ていれば解るといふ人もいるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。それはこの事実は我々が見る事が出来る光の領域だけではなく、赤外波長域についても当てはまるからです。正確に言うと波長で四〇〇ナメートルから二五〇〇ナメートルまで、太陽光の大気の透過率が八〇パーセント以上の透過率の領域でこの事が成り立つのです。

私はこの事と我々の目が世界を三つの色で観ている事とが何か関係があるのではないかと思うのですが、それは現在の所、まだ私の想像の域を出ていません。

現実の研究に話を戻しますと、この事

実を利用すれば、ある程度の測定波長領域を持つ光学的センサーを持つ衛星データは三つの成分に分解して、同じ解析法の元で比較する事が出来るという事が判ります。

もっとも、私がこの分野の研究を始めたのは別に衛星データの解析だけに興味があつた訳ではありません。地球環境問題を実際のデータの面から見てみたかったのです。ですからこれからはこの解析法を元に、地上の植生変動や温度変化の計測等に発展させていきたいと思つています。

英語音声指導の重要性

佐伯 林規江

(女子大学短期大学部助教)

効果的な英語の音声指導法を考察し、特に、スピーチや朗読劇、ミュージカルなどのドラマ・パフォーマンスが、英語音声身体表現の習得と学習者心理に如何に効果的であるかを研究しています。

日本には伝統的に、スピーチやパフォーマンス技法を学問として学び訓練する分野が存在してきませんでした。学習指導要領では、頻繁に「コミュニケーションの手段としての英語」が強調されていますが、残念ながらそれと同時に音声をあまり重視しない風潮が生まれていることも確かです。「発音にこだわっては萎縮してしまつてのびのび話せない」、「日本人英語であっても、聞き手の理解しようとする並々ならぬ努力も含めて(?)」通じればまずは合格」といった具合です。

最初の留学時に英語教授法、音声学、そしてスピーチ・コミュニケーション学においてパフォーマンス・スタディーズ

スの訓練を通して美しい「音声」で効果的に自己表現する技法を学ぶ機会が設けられています。母音や子音、リズム、イントネーションなどだけが「音声」ではありません。適切な発声、スピード、抑揚、間(ま)、ヴォーカル・パラエティ、プロジェクトンなど、多くの要素が絶妙に整つてこそ、はじめて効果的に聞き手に伝わります。当然、アイ・コンタクトや身振りなどの非言語要素も関わってきます。すなわち、音声指導とは、一般的に見られがちな「発音矯正」という意味合いだけではなく、容認性と明瞭さを持ち備えたexpressiveな表現の為の指導であり、実は英語に限らず日本語においても、またネイティブ・スピーカーであっても必要な訓練なのです。

と出会い、また自身の経験や興味も手伝つて、日本人への英語音声指導とパフォーマンス訓練の効果に興味を持ちました。その後、ドラマ・パフォーマンスの第二言語習得過程における効果を考察する目的でハーバードの大学院に留学した際に、演劇、音楽、身体リズム運動など、一見言語教育とはかけ離れた分野の訓練が、実は言語の上達にもおおいに「使える」ストラテジーであることに確証を得て、さらに興味は深まりました。現在は、各々の日本人学習者が持つている「リズム感」、「音に対するセンス」、「音楽知能(musical intelligence)」などが、その後の英語音声の習得にどのように関わっているか、またそれらの音楽的要素や身体リズム運動の訓練が、英語発音の上達に如何に効果的であるのかという点に関して研究を進め、実践に行かしていきたいと思っています。



地震学と社会の接点

今川一彦

(高等学校教諭)



一九八三年秋田県沖で発生した日本海中部地震では、主に津波によって百人を超える死者が出ました。港で浚渫作業に従事していた人、釣り人、遠足に来た子供たちの一行などが、全く無警戒のまま波に飲まれ帰らぬ人となりました。当時私は大学院生として地震の破壊過程の研究をしていましたが、海岸沿いで強震動を感じたら津波を警戒して躊躇なく高台へ逃げるべきであることは、地震学の立場からは常識でした。しかし非専門家の間では常識となっておらず、多数の犠牲者が出てしまったことに大きなショックを受けました。この地震は私が高校の地学の教師になろうと決意する大きなきっかけとなりました。

一九九五年一月一七日に発生した兵庫県南部地震では六千四百人を超える死者が出ました。被災地からは「関西には大きな地震は起きないと思っていた」「活断

層なんて言葉は聞いたこともなかった」という声が聞かれましたが、それは地震研究者の認識とは大きくかけ離れたものでした。「京都は盆地だから大きな地震は起きない」という巷の「常識」も地震学の見地とは正反対のもので、活断層の活動の繰り返しによる変位の累積が盆地と山地を分けているのであり、地震が京都盆地を作ったと言っても過言ではないのです。

地震とは地殻が断層を生じることによって破壊し、エネルギーを解放する現象ですが、研究の内容は非常に多岐にわたっています。破壊現象そのものの研究だけに絞ってみても、トレンチ発掘調査や地形的な研究から活断層の過去の活動履歴を調べる研究もあれば、室内での岩石の破壊実験から破壊の力学的な法則を調べる研究、その成果を元にコンピュータを使って断層の破壊過程をシミュレ

ーする研究、観測された地震波形から逆問題を解いて断層破壊過程を求める研究など様々です。

さらに地震の波を使って医学のCTスキャンと同じ原理で地球内部を「見る」地震波トモグラフィの研究も進んでおり、マントル対流の具体的な様子が明らかになって来ています。今私が最も関心を持っているのはこの分野であり、日本の研究者から新しい地球観が提案され、熱い議論が交わされています。

高校の地学の授業では、防災という応用問題に対し合理的な解を見つけるための前提として、地球科学の最新の成果を常識として普及させることに共に、様々な分野での成果が統合されて見えてきた地球のダイナミックな姿、またそれに迫っていく人間の営みの魅力についても語る事ができたらと思っています。